

第6章 資料

1 策定経過

平成15年度に現況調査および緑に関する市民意識調査を行い、鈴鹿市の緑の解析および評価、緑の課題のとりまとめを行いました。

平成16年度に市民公募で選出された委員2名を含め計10名で鈴鹿市緑の基本計画策定委員会を計6回開催し鈴鹿市緑の基本計画の策定を進めました。

開催日	内 容
第1回 平成16年12月24日	<ul style="list-style-type: none"> ・鈴鹿市の現況（自然的条件・社会的条件・緑地現況調査） ・市民意識調査結果 ・緑の解析評価及び課題の整理
第2回 平成17年1月28日	<ul style="list-style-type: none"> ・計画の基本方針（基本理念・計画テーマ・基本方針） ・緑地の目標水準の検討
第3回 平成17年2月18日	<ul style="list-style-type: none"> ・計画の基本方針（基本理念・計画テーマ・基本方針） ・緑地配置に関する計画 ・緑地の保全および緑化推進のための施策展開
第4回 平成17年3月11日	<ul style="list-style-type: none"> ・緑地の保全および緑化推進のための施策展開 ・計画の実現に向けて
第5回 平成17年10月24日	<ul style="list-style-type: none"> ・鈴鹿市緑の基本計画素案のとりまとめ
第6回 平成18年1月30日	<ul style="list-style-type: none"> ・鈴鹿市緑の基本計画原案のとりまとめ ・市長への提出

2 策定委員

鈴鹿市緑の基本計画策定委員会委員名簿

構成区分	氏 名	団体名等および役職名
学識経験者	笠原 六郎	三重大学名誉教授
関係団体	田中 敏	鈴鹿農業協同組合 常務理事
	鴨川 裕美	鈴鹿工業クラブ 旭化成ライフ&リビング(株)鈴鹿工場
	都島 義和	鈴鹿市観光協会 (株)鈴鹿サーキットランド
	北川 保	鈴鹿市自治会連合会 会長
	平澤 只二	鈴鹿市ボランティア連絡協議会環境部会 部長
	伊藤 雅章	「みささぎの郷」里山づくりの会 代表
関係行政機関	明石 一郎	三重県北勢県民局生活環境森林部 森林・林業室長
公募選出市民	花井錬太郎	NPO理事
	寺井 和子	保育士

3 用語解説

あ 行**一次避難地**

地震、火災等の災害発生時において、地域住民の集団による広域避難を行うために、近隣の住民等が一時的に集合する場所のことです。

運動公園

【都市公園の種類】一覧表参照（P.44）

オープンスペース

公園、広場、河川、湖沼、山林、農地など建物が建ってない空間の総称です。

か 行**街区公園**

【都市公園の種類】一覧表参照（P.44）

河岸段丘

河川に沿う階段状の地形です。浸食作用により、もとの河床が現在の河床より高い台地になっているもので、土地の隆起や水量の変化などにより生じ、その回数に応じて何段かの段丘を形成します。

環境学習

人間を取り巻く自然および人為的環境と人間との関係において、人口、環境汚染、資源の配分と枯渇、自然保護、運輸、技術、都市と地方の開発計画が、人間の環境に対していかなる関わりを有するかを理解するための学習のことです。

近隣公園

【都市公園の種類】一覧表参照（P.44）

グリーンベルト

大気汚染・騒音・悪臭等から生活環境を守る目的で、発生源と居住地域との間に確保された相当程度の広さを有する緑地のことです。

原風景

意識に浮かぶ風景の中で、その人のものの考え方に大きな影響を及ぼした体験（幼少期の体験等）を思いを起こさせるイメージのことです。

県立自然公園

国立公園、国定公園と同じく、自然公園法に基づいて県条例により指定される公園です。自然の風景地を保護するとともに、利用の増進を図り、県民の健康、休養、教化に役立てることを目的とします。

公共施設緑地

都市公園以外の公有地、または公的な管理がなされており、公園緑地に準じる機能を持つ施設のことです。

さ 行**里親制度**

市民と行政との協働事業の一つで、1985年アメリカのハイウェイの美化清掃が始まりです。市民団体が公共施設の里親（アダプト）になり、任された施設の管理を行うことです。

里山

都市と山間地の中間に位置し、集落とその周りの雑木林、農地、ため池などが一体となった地域をさしています。これらは、古くからの人々の生活の営みを通じて作り出され、維持されてきたものです。

市街化区域

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街地として積極的に開発や整備等を行う区域です。具体的には、市街地を形成している区域および概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域のことで、

市街化調整区域

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域のことで、開発行為や建築行為などに厳しい規制が設けられ、市街化を促進する都市施設は設けないものとされています。

市街地再開発事業

既成市街地を再開発することによって新しい時代に対応する市街地を創出する事業。

施設緑地

国や地方公共団体が土地を取得して、目的に応じた公園等を整備・公開する緑地のことで、一般的には、都市公園法に基づく公園等がこれに該当します。

自然公園

わが国の優れた自然の風景を保護するとともに、その利用の増進を図り、もって国民の保健、休養、教化に資することを目的として、昭和32年に制定された自然公園法に基づき指定される国立公園、国定公園、都道府県立自然公園の総称です。

市民緑地

土地の所有者が自らの土地を住民の利用に供する緑地として提供することを支援するとともに、緑の保全を推進するため、主として土地所有者からの申出に基づき、地方公共団体等が当該土地の所有者と契約を締結して、一定期間住民の利用に供するために設置、管理する緑地のことで、

借地公園

企業等の所有する民間遊休地を借地し、公園としたものです。従来の都市公園法では「公益上特別の必要がある場合」等を除きみだりに都市公園を廃止してはならないとされていましたが、借地公園において借地契約が終了した場合には、都市公園を廃止できることとし、土地所有者が都市公園として土地を提供しやすくなるようになりました。

住区基幹公園

主として近隣住区内の住民の安全で快適かつ健康的な生活環境およびレクリエーション、休養のためのスペースを確保し、住民の日常的な身近な利用に供するために、近隣住区を利用単位として設けられる基幹的な公園で、その機能から街区公園、近隣公園、地区公園に区分されます。

植生

ある場所に生育している植物の集団のことで、荒原・草原・森林などはその例です。

植物群落

環境に寄生的に依存し、また、競争によって条件づけられた植物の種類の組み合わせのことで、ある種の単位性と個別性を持った植生の単位で、単に群落または植物社会ともいいます。

水源のかん養

森林の樹木や地表植生などによって、降雨を地表に徐々にしみこませ、河川流量を一定にする機能。洪水の防止と水資源の確保に資する。

生態系

ある地域（地球規模から池まで）の生物のまとまりが、非生物的環境と相互関係を持ち、生物と非生物間の物質の循環を行うシステムのことで、

生物多様性

もとは一つの細胞から出発したといわれる生物が進化し、今日では様々な姿・形、生活様式をみせています。このような生物の間に見られる変異性を総合的に指す概念をいいます。

総合公園

【都市公園の種類】一覧表参照（P.44）

た

行

多自然型川づくり

治水上の安全性を確保しつつも、生物の良好な生息・生育環境をできるだけ改変しない、また、改変せざるを得ない場合でも最低限の改変にとどめる、とする自然環境に配慮した河川工事をいいます。

地域森林計画対象民有林

森林法に基づき地域森林計画が対象とする民有林。

「森林」から、

1 国有林

2 自然的・経済的・社会的諸条件およびその周辺の地域における土地の利用の動向からみて、森林として利用することが相当でないと認められる民有林

を除いた区域。

県、市町村に備えられた「森林計画図」（1/5,000）で公表されています。

地域制緑地

風致地区、近郊緑地保全区域、歴史的風土保存地域、特別緑地保全地区、緑地保全地域、生産緑地地区等、一定の土地の区域に対して指定し、その土地利用を規制することで、良好な自然的環境等の保全を図ることを目的とした都市計画体系上の緑地保全に係る制度の総称をいいます。

地区計画

それぞれの地区の特性を活かした個性的で良好な環境の街区の整備および保全を図ることを目的として、都市計画法第12条の5の規定に基づき、一体的な街区について、主として街区内の居住者等の利用に供される道路、公園等の施設の整備、建築物の建築等に関し必要な事項を一体的かつ総合的に定めて街区内の開発行為等を規制し、誘導していくために、市町村が都市計画に定める計画制度。

地区公園

【都市公園の種類】一覧表参照（P.44）

都市基幹公園

主として一つの市町村の区域内に居住する者の安全で快適かつ健康的な生活環境およびレクリエーション、休養のためのスペースを確保するために、都市を単位として設けられる基幹的な公園で、その主たる機能から総合公園および運動公園に区分されます。

都市計画区域

都市計画法その他の関係法令の適用を受けるべき土地の区域をいいます。具体的には、市町村の中心の市街地を含み、かつ、自然的・社会的条件、人口・土地利用・交通量などの現況・推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要がある区域を指定しています。

都市公園

都市公園法の第2条において定義されるもので、地方公共団体が都市計画施設として設置する公園緑地、地方公共団体が都市計画区域内に設置する公園緑地、この2つの他に国営公園を含めたものです。

都市公園法

都市における営造物としての公園の設置および管理に関する基準等を定めて、都市公園の健全な発達を図り、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的として昭和31年に制定された法律。

都市緑地

【都市公園の種類】一覧表参照 (P.44)

都市緑地法

都市における緑地の保全および緑化の推進に関する必要事項を定めるための法律。都市緑地保全法から名称変更がなされた法律です。改正で、従来の「緑地保全地区」が「特別緑地保全地区」となり、新たに、「緑地保全地域」、「緑化地域」などが新設されました。

土地区画整理事業

都市計画区域内の土地について、公共施設の整備改善および宅地の利用増進を図るために、土地区画整理法に従って行われる、土地の区画形質の変更および公共施設の新設・変更を行う事業。

な 行**ネットワーク**

都市の構造を構成する要素（緑、水辺など）や主な施設（道路など）等が連結され、相互の機能を高めることです。

農振農用地

県知事が指定した「農業振興地域」について、市は「農業振興地域整備計画」を策定し、その中で、今後おおむね10年以上にわたり農業上の利用を確保し、農業振興を図っていかうとする優良農地について、「農用地等」として利用すべき土地の区域（農用地区域）を指定します。これを「農用地利用計画」といい、

ここで指定された「農用地等」を「農振農用地」（いわゆる青地）といいます。

は 行**パートナーシップ**

共通の目的を達成するために、市民・事業者・行政などが対等な立場で、それぞれの役割を担いながら連携・協働すること。

白砂青松

白砂青松とは、白い砂と青い松のことであり、白い砂浜と黒松林の青葉との色彩の対比を愛でる海岸風景の形容です。海岸などの美しい風景をいいます。

バリアフリー

都市環境・建築等の物理的な障壁、人間の意識や態度、行動等の背景にある心理的な障壁、社会的な制度における障壁等を全て取り除くこと。

ヒートアイランド現象

都市部は郊外に比べて気温が高いため、等温線が島状になる現象をいいます。都市の多くが人工的構造物に覆われて緑被地が少ないことや、人間の生活や産業の活動に伴う人工熱の放出、大気汚染などが原因となります。

ビオトープ

特定の生物群落が生存できるような、特定の環境条件を備えた均質な、ある限られた地域のこと。単に植物があるだけの「緑」とは異なり、あくまでも特定の生物が生息していくことができるような生態学的にみても良好な環境の空間と捉えることが特徴。生物を意味するBioと場所を意味するTopeと合成したドイツ語で、直訳すれば「生物生息空間単位」となります。

ふれあい農園

サラリーマンなどの農業従事者以外の人々が、レクリエーションや自家用野菜の生産などを目的として利用するため、農地をいくつかに区画割りした小面積の農地のことです。

このような農地は、一般的に「市民農園」と呼ばれていますが、鈴鹿市では「ふれあい農園」という愛称により、鈴鹿市ふれあい農園開設事業補助金交付要綱に基づきその開設を支援しています。

ま 行**民間施設緑地**

民間施設緑地とは、民有地で公園緑地に準じる機能を持つ施設のことです。

や 行**遊休農地**

過去1年間以上の間（実質的には2年以上）、不作付の状態となっている農地をいいます。

遊水機能

河川沿いの田畑等において雨水または河川の水が流入して一時的に貯留する機能をいいます。

遊水池

大雨のときに、下流に流れる前にしばらくため、洪水が流れ下る時間をかせぎ、川があふれることを防ぐためのものをいいます。

優良農地

農業生産基盤が整った優れた環境の農用地のことです。

ら 行**緑地**

緑地とは、公園・緑地だけではなく、公園・緑地に準ずる機能を持つ公共施設緑地や民間施設緑地、法、協定、条例等で担保された民有地の緑地を含むものです。

緑地協定

都市緑地法第45条の規定に基づき、都市計画区域内の相当規模の一団の土地等の所有者等の全員の合意により、市町村長の認可を受けて締結される緑地の保全又は緑化の推進に関する協定。協定には、協定の対象区域、樹木を植栽する場所やその種類、違反した場合の措置等が定められ、認可の公告後その区域に移転してきた者に対しても効力を有する。

緑化重点地区

緑化の推進を重点的に図るべき地区として都市緑地法第4条第2項第3号ホに規定している緑の基本計画に任意に定める事項の一つ。当該市町村の緑地の状況等を勘案し、特に重点的に緑化を図るべき地区を定めるもの。

レッドデータブック

絶滅のおそれのある野生生物の情報をとりまとめた本で、国際自然保護連合（IUCN）が、1966年に初めて発行したもの。ほとんどの都道府県において、都道府県版のレッドデータブックが作成されているかあるいは作成準備中です。

【都市公園の種類】

種類	種別	内容
住区基幹公園	街区公園	もっぱら街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離250mの範囲内で1箇所当たり面積0.25haを標準として配置する。
	近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で近隣住区当たり1箇所を誘致距離500mの範囲内で1箇所当たり面積2haを標準として配置する。
	地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離1kmの範囲内で1箇所当たり面積4haを標準として配置する。都市計画区域外の一定の町村における特定地区公園（カントリーパーク）は、面積4ha以上を標準とする。
都市基幹公園	総合公園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積10～50haを標準として配置する。
	運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積15～75haを標準として配置する。
大規模公園	広域公園	主として一の市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圈等広域的なブロック単位ごとに1箇所当たり面積50ha以上を標準として配置する。
	レクリエーション都市	大都市その他の都市圏域から発生する多様かつ選択性に富んだ広域レクリエーション需要を充足することを目的とし、総合的な都市計画に基づき、自然環境の良好な地域を主体に、大規模な公園を核として各種のレクリエーション施設が配置される一団の地域であり、大都市圏その他の都市圏域から容易に到達可能な場所に、全体規模1000haを標準として配置する。
	国営公園	主として一の都府県の区域を超えるような広域的な利用に供することを目的として国が設置する大規模な公園にあっては、1箇所当たり面積おおむね300ha以上を標準として配置する。国家的な記念事業等として設置するものにあつては、その設置目的にふさわしい内容を有するように配置する。
	特殊公園	風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園等特殊な公園で、その目的に則し配置する。
	緩衝緑地	大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害防止、緩和若しくはコンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的とする緑地で、公害、災害発生源地域と住居地域、商業地域等とを分離遮断することが必要な位置について公害、災害の状況に応じ配置する。
	都市緑地	主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地であり、1箇所あたり面積0.1ha以上を標準として配置する。但し、既成市街地等において良好な樹林地等がある場合あるいは植樹により都市に緑を増加又は回復させ都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合にあってはその規模を0.05ha以上とする。（都市計画決定を行わずに借地により整備し都市公園として配置するものを含む）
	緑道	災害時における避難路の確保、都市生活の安全性および快適性の確保等を図ることを目的として、近隣住区又は近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯および歩行者路又は自転車路を主体とする緑地で幅員10～20mを標準として、公園、学校、ショッピングセンター、駅前広場等を相互に結びよう配置する。

注) 近隣住区：幹線街路等に囲まれたおおむね1km四方（面積100ha）の居住単位